

平成20年3月6日

告示第54号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用すること(以下「広告掲載等」という。)に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 市の資産への広告掲載等は、市民サービスの向上を図るために新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「広告媒体」とは、本市が発行する広報物、印刷物、本市が所有する公用車及び構造物、本市のホームページ及びその他本市が広告媒体として活用できる市の資産で市長が認めるものをいう。

(広告掲載等の申請)

第4条 広告掲載等の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、広告掲載等申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(広告掲載等の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、広告掲載等の可否を決定し、広告掲載等決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

2 市長は、前項の広告掲載等の決定をするときは、広告掲載に係る広告の内容、デザイン等について指示し、又は広告掲載に必要な条件を付することができる。

(広告掲載等の基準)

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載等の決定はしないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治又は宗教に関するもの
- (4) 個人又は団体等の名刺広告
- (5) 社会問題についての特定の主義主張や係争中の声明広告
- (6) 他を名誉損傷又は排斥するもの

- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 人権侵害につながるおそれのあるもの
- (9) 美観を害するもの
- (10) 虚偽又は誇大俗悪なもの
- (11) その他、掲載等をする広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載等の規格、期間、募集方法及び料金等広告掲載等の決定に必要な基準は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告掲載等の変更又は中止)

第7条 第5条第1項の規定による広告掲載等の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、広告掲載等変更(中止)届(様式第3号)により、速やかに市長に届けなければならない。

- (1) 掲載の規格、期間、その他広告掲載等の申請内容を変更しようとする場合
- (2) 広告掲載等を中止しようとする場合

(広告掲載等に係る決定の取消し)

第8条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載等に係る決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、第5条第2項の規定により指示又は条件に従わないとき。
- (2) 広告掲載等の決定を行った後の変更等により広告の内容等が第6条の基準に抵触したとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 広告主は、決定を受けた広告掲載等の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、予め市長の承認を得たときは、この限りでない。

(広告主の義務)

第10条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する著作権その他の財産権について、その権利処理が完了していること。

(4) 広告の内容等が広告掲載等の決定又は当該決定に係る指示若しくは条件に適合したものであること。

2 広告主は、前項に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済又は損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

3 広告主は、掲載しようとする広告が屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条に規定する屋外広告物に該当する場合は、京都府屋外広告物条例(昭和28年京都府条例第30号)第4条に規定する知事の許可を受けなければならない。

(広告物の撤去等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載等をした広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等を行うことができる。

(1) 広告主が、広告掲載等の期間満了後においても広告物を撤去せず、又は削除しないとき。

(2) 第8条の規定により、広報物若しくは印刷物である広告物の広告掲載等に係る決定を取り消されたとき、又は広告掲載等に係る決定を取り消された広告主が広告物(前号に該当する広告物を除く。)を撤去せず、若しくは削除しないとき。

(3) 広告主が死亡又は倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告物の撤去、削除、塗りつぶし等に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、第3号に該当するときは、この限りでない。

(広告掲載等審査委員会の設置)

第12条 第5条第1項に規定する広告掲載等の可否の決定について疑義が生じた場合に広告掲載等の可否を審査するため、広告掲載等審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設ける。

2 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、市長公室長をもって充て、副委員長は総務部長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員は、支所担当部長、危機管理監、地域振興部長、市民部長、福祉保健部長、農林商工部長、土木建築部長、上下水道部長をもって充てる。

- 7 前項に規定する者のほか、委員長が必要と認める場合は、その他の職にある者を委員に充てることができる。

(審査委員会の開催)

第13条 審査委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 審査委員会の議事は、出席委員(委員長及び副委員長を含む。)の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 4 審議委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審査結果の報告)

第14条 審査委員会は、審査の結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第15条 審査委員会の庶務は、市長公室において処理する。

(取り扱い事務の所管)

第16条 審査委員会の庶務を除き、要綱に定める一切の事務は、当該広告掲載等に関する広告媒体ごとに、その所管する部課が処理するものとする。

(その他)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第109号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第95号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

広告掲載等申請書

年 月 日

南丹市長 様

広告掲載を次のとおり申請します。

広 告 掲 載 申 請 者	所 在 地		〒 ⑩			
	名 称					
	代 表 者 職 氏 名					
	業 種					
	担 当 者	部 署 ・ 氏 名				
		電 話 番 号			F A X	
E メ ー ル						

広 告 媒 体	
掲 載 希 望 期 間	年 月 から 年 月 まで
図 案 (広 告 内 容)	
そ の 他	申請にあたっては、南丹市が保有する広告媒体への広告掲載等 取り扱い要綱、各媒体別要領及び規定に同意し、その内容を遵 守します。

様式第2号(第5条関係)

広告掲載等決定(却下)通知書

年 月 日

様

南丹市長 

年 月 日に申請のありました広告掲載については、南丹市が保有する広告媒体への広告掲載等取り扱い要綱第5条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

決 定（却 下）区 分	決 定	却 下
	理 由	
広 告 媒 体		
広 告 期 間	年 月 から 年 月 まで	
図 案（広 告 内 容）		

様式第3号(第7条関係)

広告掲載等変更(中止)届

年 月 日

南丹市長 様

広告掲載中の広告について、次のとおり〈変更・中止〉を届け出ます。

広 告 掲 載 申 請 者	所 在 地		〒 印			
	名 称					
	代 表 者 職 氏 名					
	業 種					
	担 当 者	部 署 ・ 氏 名				
		電 話 番 号			F A X	
E メ ー ル						

広 告 媒 体	
変 更 (中 止) 期 日	年 月 から 年 月 まで
変 更 内 容	
そ の 他	南丹市広告掲載等決定通知書の文書番号

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第7条関係)